

# 福岡県公報

平成三十一年二月十二日  
第四千六十七号  
増刊 ①

## 目次

### 告示(第八十号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示 (港湾課) ……………

### 正誤

○福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (

平成十八年福岡県条例第四十一号) 中正誤 ……………

○福岡県自治紛争処理委員審理関係書類閲覧等規則(平成二十八年福

岡県規則第四十七号) 中正誤 ……………

## 告示

### 福岡県告示第八十号

平成三十一年二月十二日

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

福岡県知事 小川 洋

苅田港(4)臨港交通施設の表道路の部新松山2号線の項の次に次のように加える。

新松山3号線	京都府苅田町鳥越町9番1 松山8号線との交差点	19.5	469
	京都府苅田町鳥越町13番3地先 新松山1号線との交差点		

## 正誤

28 ・ 4 ・ 1	18 ・ 6 ・ 28	発行年月日	
3781 増刊②	2551 増刊①	番公 号報	
規則	条例	種 類	
47	41	番同 号上	
35	8	ペ ー ジ	
		上	欄
○	○	下	
5 後 ろ か ら	11 後 ろ か ら	行	
		備 考	
第九号	その施設を使用し	正	
第号	その施設の使用し	誤	